北海道告示第 10509 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和4年8月8日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和4年4月7日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

富良野ショッピングセンター

富良野市新富町4489番21ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者 の氏名

ふらの農業協同組合 代表理事組合長 植﨑 博行

富良野市朝日町3番1号

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社ホクレン商事	代表取締役 石﨑 裕	札幌市北区北7条西1丁目2番地6号
株式会社西川食品	代表取締役 西川 恵一	富良野市花園町3番65号
六花亭製菓株式会社	代表取締役 佐藤 哲也	带広市西24条北1丁目3-19
DCMホーマック株式会社	代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
株式会社ホクレン商事	代表取締役 石﨑 裕	札幌市北区北7条西1丁目2番地6号	
未定			1)
未定			2
D C M株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井6丁目22番7号	3

(4) 変更の年月日

上記(3)① 平成28年11月15日

上記(3)② 平成31年4月25日

上記(3)③ 令和3年3月1日

(5) 変更する理由

上記(3)① 撤退のため

上記(3)② 撤退のため

上記(3)③ 企業統合による社名変更及び住所の変更のため

- 2 届出年月日 令和3年11月15日
- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働 観光課

(2) 縦覧期間

令和4年4月7日(木)から令和4年8月8日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで